

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人フードバンク八王子（以下「当法人」という。）が、直面し又は将来において直面する可能性のあるコンプライアンス(法令及び当法人の定める各種規則の遵守をいうがこれに限られない。以下、同じ。)に関する諸問題を適切に処理し、以て、当法人の事業活動を公正かつ適正に運営するための組織及び施策の実施についての原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 この法人の役員及び職員(当法人の従業員及び当法人から業務の委託を受ける者、当法人の事業活動に関与するボランティアを言う。以下、役員を含め「役職員等」という。)は、当法人が別に定める倫理規程(以下、「本倫理規程」という。)の内容を理解し、当法人の事業活動に従事するに際しては本倫理規程の内容に従うものとする。

(コンプライアンス管理機関)

第3条 当法人は、第1条の目的を達成するために、以下に掲げる機関を置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会

(コンプライアンス担当理事)

第4条 コンプライアンス担当理事は、定員を1名以上とし、当法人の理事の中から、理事会の決議により代表理事が任命する。

(コンプライアンス担当理事の職務)

第5条 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンスに関する一切の事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施を行わなければならない。

2 コンプライアンス担当理事は、前項の職務の実施するために、以下の職務に任じる。

- (1) コンプライアンス施策実施の責任者
- (2) コンプライアンス委員会の委員長

3 コンプライアンス担当理事は、理事会に対し、当法人のコンプライアンスに関する事項について、定期的に報告しなければならない。

(コンプライアンス委員会)

第6条 コンプライアンス委員会は以下に掲げる者により構成するものとする。

- (1) 当法人の理事全員
- (2) 当法人の監事全員
- (3) 外部有識者

2 コンプライアンス委員会の委員長は、コンプライアンス担当理事とする。ただし、コンプライアンス担当理事が事故によりその職務を行えないときは、コンプライアンス委員の互選により委員長を定めるものとする。

3 第1項に関わらず、コンプライアンス委員会が取り扱う議事の内容に利害関係を有する委員は、当該議事に関しては参加をすることができない。

(コンプライアンス委員会の職務)

第7条 コンプライアンス委員会は、以下に掲げる事項に関し、コンプライアンス担当理事の諮問に対し答申を行わなければならない。

- (1) コンプライアンスに関する施策の検討及び実施方法
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- (4) コンプライアンス違反関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (5) 第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分及び再発防止策の確実な実施と公表
- (6) その他、コンプライアンス担当理事が諮問した事項

2 前項に定めるもののほか、コンプライアンス委員会は当法人のコンプライアンスに関する事項について、委員の過半数の決議により、当法人の理事に対して勧告を行うことができる。

(コンプライアンス委員会の開催)

第8条 コンプライアンス委員会は、定例委員会として、年に一回、委員長が招集する。

2 前項に関わらず、委員長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時委員会を招集することができる。

3 委員は、コンプライアンスに関する事項について勧告をすることが必要である考えるときは、委員長に対して委員会の招集を求めることができる。このとき、委員長が委員会の招集を行わないときは、委員長はその理由を委員会の招集を求めた委員に通知しなければならない。

(コンプライアンス違反行為の報告及び調査)

第9条 役職員等は、本倫理規程その他法令または当会の定める規定に違反する行為、若しくはこれらに該当するおそれがある行為(以下、「コンプライアンス違反行為」という。)があると判断したときは、これを速やかにコンプライアンス担当理事に報告しなければならない。

ない。

2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス違反行為に関する報告を受領したときは、コンプライアンス違反行為に対する対応策を講じなければならない。

(コンプライアンス教育)

第 10 条 当法人の役員は、役職員等に対してコンプライアンスに関する周知を行わなければならない。

2 役職員等は、本倫理規程を含むコンプライアンスに関する事項について、自ら進んで情報を収集しなければならない。。

(改廃手続き)

第 11 条 この規定を改正し又は廃止するときは、理事会の決議をもって行わなければならない。

2 この規定を改正し又は廃止しようとするときは、コンプライアンス担当理事は、その旨を速やかに監事に通知しなければならない。このとき、監事は改正又は廃止が不適切であると思慮するときは、速やかにその旨の意見を理事に対して述べなければならない。

附 則

この規程は、2021 年 4 月 1 日から施行する。